

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業（地拵外1）請負
- 2 履行場所 熊本県熊本市西区河内町岳
椎山国有林183ぬ林小班外3
別冊、図面のとおり
- 3 事業内容 地拵作業 6. 58ha
植付作業 6. 58ha 計13. 16ha
- 4 事業期間 令和8年〇〇月〇〇日から（契約締結日の翌日）
令和9年 2月26日まで
(ただし作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、作業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円也)
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは
○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選択条項		
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定日

9 特 約 条 項

- (1) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。
- (2) 別紙、特記仕様書のとおり。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 熊本森林管理署長 中川勝博と請負者 ○○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長が交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和○○年○○月○○日

発注者 住 所 熊本県菊池市隈府907番地

分任支出負担行為担当官
熊本森林管理署長 中川 勝博 印

請負者 住 所 ○○市○○

○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

作業内訳書(地拵)

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

作業内訳書(植付)

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

別 紙

造林事業(地拵外1)請負使用材料規格内訳書
【 請負者購入分 】

令和8年1月19日付け入札公告、造林事業(地拵外1)請負の植付作業に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量	
	183 ぬ	植付	長方形植え	2.10ha	林業用ヒノキ苗木	コンテナ苗【MC苗】熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	3,800本	
	183 か	〃	〃	1.66ha	〃	コンテナ苗【MC苗】熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	3,000本	
	183 よ	〃	〃	2.14ha	〃	コンテナ苗【MC苗】熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	3,900本	
	183 た	〃	〃	0.68ha	〃	コンテナ苗【MC苗】熊本県産 根元径 5.0mm上 苗長 35cm上	1,250本	
			計	6.58ha			11,950本	

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

仕様書（1）

造林事業一般仕様書

1. 作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面に基づき実施するものとする。
2. 作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
3. 仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
4. 本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
5. 本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
6. 本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
7. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
8. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
9. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
10. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1m以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径50cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない渓流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

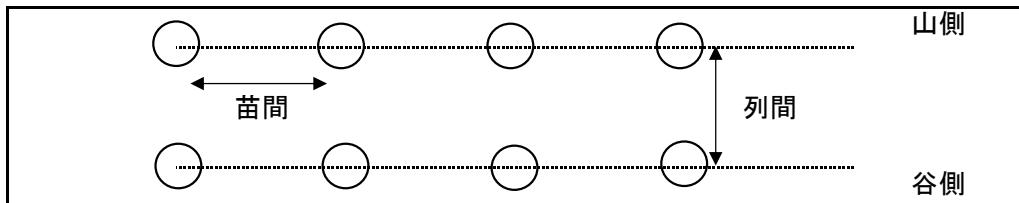
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
ヒノキ	1,800本	1.8m	3.1m	183ぬ、183か、183よ、183た

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。